

2 政 第 4 5 2 号

令和 3 年 2 月 16 日

食料産業局長 殿

農林水産事務次官

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）について

今般、別添のとおり、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）を策定したことから、御了知いただくとともに、貴局で策定する農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）と併せて貴管下関係者に対して通知方お願いします。

また、本規範に係る作業安全の取組の実施につき適切な御指導を願いたい。



# 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (共通規範)

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」は、これらの産業における作業安全を推進するため、関係者が日々留意すべき事項と実行すべき事項を、「事業者向け」と、事業者を構成員とする「事業者団体向け」に整理したものであり、基本的な考え方を整理した「共通規範」と、分野ごとに具体的な事項を整理した「個別規範」から構成されます。

関係者におかれては、必要に応じて行政や資機材メーカーなどの関係機関等の協力を得ながら、それぞれの現場の状況に応じて、規範に示された取組を実行するとともに、実行状況について自ら点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要です※。

なお、この規範は、安全対策の実行状況などを踏まえて、随時見直しを行います。

※ これらの事項に違反した、または実行しなかったとしても法令違反等に問われるものではありません(別途法令で義務付け等がなされているものは除く)が、規範の趣旨を踏まえ、可能な限り取り組んでいただくことが望まれます。また、個別の補助事業等において、本規範に基づき要件付け等がされている場合は、それに従ってください。



## 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）の骨子

### 事業者向け

- 1 いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 3 作業安全確保のために必要な対策を講じる。
  - (1) 人的対応力の向上
  - (2) 作業安全のためのルールや手順の順守
  - (3) 資機材、設備等の安全性の確保
  - (4) 作業環境の整備
  - (5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
- 4 事故発生時に備える。
  - (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保
  - (2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
  - (3) 事業継続のための備え

### 事業者団体向け

- 1 いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 2 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 3 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
- 4 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。



# 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）

## 事業者向け

### 1 いのちを守る作業安全は全てに優先する。

農林水産業や食品産業、木材産業においては、これまでも作業安全対策を講じてきましたが、引き続き死傷事故が多発しています。例えば、死傷事故の発生率で見ると、これらの産業はいずれも他産業に比べて高い傾向にあり、特に林業は建設業と比較して約5倍となっています。また、死亡者数で見ると、農業で年間300人近くの方が亡くなっているのをはじめ、林業、漁業などでも多くの方が亡くなっています。

経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せは、当然のこととして、その職場が安全であり、毎日事故なく無事に仕事を終えることができることが大前提です。死亡事故が起こるようなことがあれば、その大前提が崩れるだけでなく、二度とその失敗を取り戻すことはできません。

日々、経営の発展や継続に尽力する中で、経営効率の向上を過度に追求することは、現場の作業負担を増やすおそれがあり、現場で働く人の安全を脅かすことに繋がるなど、事故の直接または間接の原因となります。

このため、経営者はもちろん従事者全員が、作業安全対策を自らの使命と捉え、何よりも安全や人命が優先することを再確認し、実際の作業においてもそのことを最優先に考える必要があります。

### 2 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。

産業全体で人手不足が深刻になる中で、農林水産業や食品産業、木材産業においては、特にその傾向が顕著であり、それへの対応が喫緊の課題です。また、そのような事情も背景に、高齢者や外国人など現場で活躍する人材が多様化しています。

このような状況に対応しつつ経営を継続・発展させるには、若者が未来を託せる職場をつくることが不可欠であり、そのためには様々な人材が安全に働けることが大前提です。また、ベテランが安心して働けることで、技術の継承も円滑に行うことができます。

作業安全対策への投資は、短期的には経営への負担となる場合もありますが、長期的には安心して働ける職場がつくられることで経営の発展に繋げていくことが可能です。事故発生時に作業がストップすることによる経営へのダメージを避けられるだけでなく、作業安全の確保に向けて職場のルールや作業手順を順守したり、作業環境を改善する意識に従事者が身につけることは、経営向上に向けた取組を進める上でも役立ちます。

### 3 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

作業安全の確保のために、各事業所でこれまで行ってきた作業安全対策を再点検して、下記の点について、従事者全員が自分のこととして捉えて、具体的な対策を講じていく必要があります。

その際には、各業種の個別規範も参照の上、各現場の状況等に応じた対策を講じることとなりますが、現場の特殊性を理由に作業安全対策を講じることを諦めるのではなく、特殊性のある現場だからこそ、できる対策を積極的に講じていくことが重要です。

- (1) 人的対応力の向上
- (2) 作業安全のためのルールや手順の順守
- (3) 資機材、設備等の安全性の確保
- (4) 作業環境の整備
- (5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

### 4 事故発生時に備える。

考え得る限りで十分な作業安全対策を講じていたとしても、人が作業に携わる限り、事故の発生リスクをゼロにすることはできません。このため、事故が発生した場合に怪我の程度を最小限に抑えるための備えや、特別加入を含む労災保険への加入など当事者の経済的損失への備えのほか、経営として事故発生後にどのように対応するかを予め検討しておくことが重要です。また、発生した事故の原因を確認し、再発防止策を講じることも重要です。

これにより、従事者が安心して働けるようになるとともに、経営として不測の事態にも対応できるようになります。

- (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保
- (2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
- (3) 事業継続のための備え



## 事業者団体向け

### 1 いのちを守る作業安全は全てに優先する。

農林水産業や食品産業、木材産業においては、これまでも作業安全対策を講じてきましたが、引き続き死傷事故が多発しています。例えば、死傷事故の発生率で見ると、これらの産業はいずれも他産業に比べて高い傾向にあり、特に林業では建設業と比較して約5倍となっています。また死亡者数で見ると、農業で年間300人近くの方が亡くなっているのをはじめ、林業、漁業などでも多くの方が亡くなっています。

経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せは、当然のこととして、その職場が安全であり、毎日事故なく無事に仕事を終えることができることが大前提です。死亡事故が起こるようなことがあればその大前提が崩れるだけでなく、二度とその失敗を取り戻すことはできません。

日々、経営の発展や継続に尽力する中で、経営効率の向上を過度に追求することは、現場の作業負担を増やすおそれがあり、現場で働く人の安全を脅かすことに繋がるなど、事故の直接または間接の原因となります。

このため、経営者はもちろん従事者全員が、作業安全対策を自らの使命と捉え、何よりも安全や人命が優先することを再確認し、実際の作業においてもそのことを最優先に考える必要があります。事業者団体においては、このような考え方を構成員に積極的に周知していく取組が求められます。

### 2 作業安全の確保は産業が成長するための要である。

産業全体で人手不足が深刻になる中で、農林水産業や食品産業、木材産業においては、特にその傾向が顕著であり、それへの対応が喫緊の課題です。また、そのような事情も背景に、高齢者や外国人など現場で活躍する人材が多様化しています。

このため、このような現状も踏まえながら、安全な職場を実現し、若者が未来を託せる産業にしていくことが、産業の維持・成長や経営の継続・発展のために不可欠です。また、ベテランが安心して働けることで、技術の継承も円滑に行うことができます。

なお、作業安全対策への投資は短期的には経営への負担となる場合もありますが、長期的に見れば、作業安全対策と経営発展は車の両輪として両立させることが可能です。事業者団体においては、このような考え方を構成員に積極的に周知していく取組が求められます。

### 3 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。

作業安全の確保のためには、各事業所でこれまで行ってきた作業安全対策を再点検して、従事者全員が自分のこととして捉えて、具体的な対策を講じていくことが必要です。このため、事業者の取り組むべき事項を「事業者向けの共通規範」の3に掲げています。

具体的には、各業種の個別規範も参照の上、各現場の状況等に応じた対策を講じることとなりますが、小規模な事業者では安全対策を講ずるための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられます。業種全体の作業安全対策のレベルを向上させるためには、各事業者団体において、その役割や能力に応じ、構成員が作業安全対策を講じる際に必要な助言や支援を講じていくことが非常に重要です。

### 4 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

考え得る限りで十分な作業安全対策を講じていたとしても、人が作業に携わる限り、事故の発生リスクをゼロにすることはできません。このため、事故が発生した場合に、怪我の程度を最小限に抑えるための備えや、特別加入を含む労災保険への加入など当事者の経済的損失への備えのほか、経営として事故発生後にどのように対応するかを予め検討しておくことが重要です。また、発生した事故の原因を確認し、再発防止策を講じることも重要です。このため、これらの事業者の取り組むべき事項を「事業者向けの共通規範」の4に掲げています。

しかし、小規模な事業者においては、そのような取組を行うための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられます。このため、各事業者団体においては、その役割や能力に応じ、構成員が事故発生時の備えを行う際に必要な助言や支援を講じていくことが非常に重要です。特に、事業者団体が労災保険特別加入団体となり構成員の労災保険加入を促進することや事故発生時の迅速な救難体制を整備することなどを通じて、団体が積極的な役割を果たす必要があります。